「プラザ推奨科目（演習・実習形式）」・「京都世界遺産PBL科目」

　活動支援補助金　取扱要項

１．活動支援補助金について

（１）活動支援補助金について

プラザ推奨科目のうち、「プラザ推奨科目（演習・実習形式）」と「京都世界遺産PBL科目」に対して、実習やフィールドワーク等の活動にかかる経費を支援する補助金

（２）補助金の支給先

　　　　科目担当教員からの申請に基づき、科目担当教員本人に支給する。

（３）支給金額

上限：70,000円　　※科目担当教員からの申請に応じて支給する。

２．活動支援補助金の用途について

**活動支援補助金は、授業活動の必要経費を補助するための補助金です。**

補助金の使用、申請において不明な点がある場合は、事前に財団までご相談ください。

＜支給対象となる事例＞

・ワークや実習で使用する消耗品費

・機材レンタル、施設借用費等の賃借費

・他団体・機関での実習や研修合宿などの業務委託費

・調査活動等で必要な図書費（同一図書の購入は２冊上限）

・フィールドワーク等で必要な入場料・拝観料

・成果物作成等にかかる印刷製本費

・実習、フィールド現場への科目担当教員の交通費

・調査等による科目担当教員の旅費・交通費

（授業共同担当者及び学生は代表者1名同行可）

※旅費・交通費は通勤経路外で申請してください。

※交通経路は、原則として、最も経済的かつ合理的な経路を選択してください。

※タクシーは１乗車3千円上限とします。

　　・その他、財団が適切と判断したもの

＜支給対象とならない事例＞

・教員（科目担当教員とゲスト講師等）の打ち合わせにかかる会議費、旅費・交通費

・ゲスト講師、TA等の謝金、旅費交通費

・科目担当教員のキャンパスプラザまでの交通費

・受講生の交通費

・授業終了後にかかる経費（反省会等）

・その他、財団が不適切と判断したもの

３．申請期限

|  |  |
| --- | --- |
| 前期開講科目 | 開講年度7月末日 |
| 夏期集中講義開講科目 | 開講年度9月末日 |
| 後期・通年開講科目 | 開講年度1月末日 |

**※申請期限を過ぎた申請については、補助金を支給しない。**

４．留意事項について

（１）補助金で購入した物品等の転用について

　　　　本補助金で購入した物品等を他の用途に転用することを禁止する。

（２）補助金の支給年限について

　　　　プラザ推奨科目は原則3年間開設するものであるため、3年終了後に継続して設置した場合は、活動支援補助金は支給しない。

　　　　但し、京都世界遺産PBL科目についてはこの限りではない。

５．申請手続

　　活動支援補助金を希望する場合は、次の申請書を本財団に提出することとする。

　　　■「活動支援補助金：活動支援補助金申請書」　　　（別紙①）

　　　■「活動支援補助金：活動支援補助金申請明細書」　（別紙②）

　　　■「活動支援補助金：旅費・交通費明細書」　　　　（別紙③）

　　　■「領収書」（コピー不可）

６．本取扱要項の改廃

　（１）本取扱要項は、2018年度より適応する。

　（２）本取扱要項を改廃は、本財団の教育事業企画検討委員会にて行う。

以上